

技管第70号
平成19年5月31日

部内各課室長
各出先事務所長 } 様

県土整備部長

工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの一部改定について（通知）

このことについて、低入札価格工事対策試行要領（平成19年6月1日以降入札公告または指名通知を行う工事に適用する。）の制定に伴い、ダンピング受注工事対策試行要領（平成18年7月1日以降入札公告または指名通知を行う工事に適用する。）が廃止されるため、別添、工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い及びマニュアルの一部を改定し、引き続きこの取扱いを試行することとしたので通知します。

技術管理課
検査班
TEL 028-626-3036

技管第 70 号
平成 19 年 5 月 31 日

部内各課室長
各出先事務所長 } 様

県土整備部長

工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

工事の品質確保と事業実施の一層の効率化を図る観点から、ISO9001 認証を取得している請負者の品質マネジメントシステム（下記において単に「品質マネジメントシステム」という。）を活用した工事における監督業務等の取扱いについて下記のとおり定めたので通知します。

記

1 対象工事

この取扱いの対象工事は、栃木県県土整備部所管の発注予定金額が原則として 5,000 万円以上の工事(低入札価格工事対策試行要領(平成 19 年 6 月 1 日)の対象工事を除く。)とし、この取扱いを試行するものとする。

2 ISO9001 認証等

(1) ISO9001 認証

この通知において、「ISO9001 認証」とは、JISQ9001:2000(ISO9001:2000)又はこれらと一致する規格に基づく認証で、財団法人日本適合性認定協会(JAB)又は国際認定機関フォーラム(IAF)における国際相互承認協定(MLA)を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものをいう。

(2) 認証取得者

この通知において、「認証取得者」とは、次の 又は のいずれかに該当する者をいう。

ISO9001 認証を取得している請負者

その工事の実際の施行を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得している請負者（当該内部組織が複数ある場合にあっては、当該複数の内部組織が認証範囲に含まれ、又はそれぞれ認証を取得しているものに限る。）

3 特記仕様書への記載

(1) この取扱いの対象工事については、次に掲げる事項を特記仕様書に記載するものとする。

本工事は、「工事における IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事」であること。

請負者は、の取扱いの適用を希望するときは、知事又は事務所長に対し、工事請負契約締結日から 14 日以内に 4 (1) からまでに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができること。

知事又は事務所長は、の申請があった場合において、の取扱いの適用が適当と認めたとときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知すること。

知事又は事務所長は、の申請があった場合において、の取扱いの適用が適当でないと認めたとときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知すること。

(2) (1) の記載は、別表 1 の記載例によるものとする。

4 申請、承認等

(1) 申請

この取扱いを受けようとする認証取得者は、知事又は事務所長に対し、工事請負契約の締結の日から 14 日以内に、次に掲げる書類を提出して申請するものとする。ただし、及びに掲げる書類については、に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

申請書 (別記様式 1)

IS09001 認証の取得に係る登録証の写し

IS09001 の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書 (初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。) の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

申請に係る工事 (において「申請工事」という。) を担当する内部組織が IS09001 認証を取得している場合にあつては、その旨を示す書類

IS09001 認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

申請者が申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木 (県土整備) 部の所掌する工事 (土木工事に限る。並びに (2) において同じ。) を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書 (「栃木県土木部工事成績評定要領」 (平成 15 年 4 月 1 日) 又は「栃木県県土整備部工事成績評定要領」 (平成 19 年 4 月 1 日) の別記様式第 2 に規定する「工事成績評定通知書」をいう。において同じ。) の写し

の成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に栃木県土木(県土整備)部の所掌する工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し(平成 14 年度以前の工事は対象としない)

(2) 承認の通知

知事又は事務所長は、(1) の申請があった場合において、次に掲げる事項を確認の上、この取扱いを行うことが適当と認めるときは、申請日から 14 日以内に承認し、別記様式 2 によりその旨を申請者に通知するものとする。

(1) により提出すべきすべての書類が提出されており、かつ、その内容が適正であること。

申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木(県土整備)部の所掌する工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、その評定点合計(「栃木県土木(県土整備)部工事成績評定要領」の別記様式第 1「工事成績評定表」に規定する評定点合計をいう。において同じ。)の平均点が 75 点以上であり、かつ、評定点合計が 65 点未満である工事が無いこと。

の成績評定を受けていない場合においては、ISO9001 認証の取得以降における直近の成績評定の評定点合計が 75 点以上であること。

(3) 不承認の通知

知事又は事務所長は、(1) の申請があった場合において、この取扱いを行うことが適当でないと認めるときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(4) 認証の取消しの申出

(2) の承認を受けた請負者は、ISO9001 認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに監督職員に申し出るものとする。

5 品質計画書の提出等

(1) 品質計画書の作成及び提出

4 (2) の承認の通知を受けた請負者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合において、工事の施工を請負者の複数の組織が担当し、かつ、当該複数の組織ごとに ISO9001 認証を取得しているときは、当該複数の組織ごとに品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 品質計画書及び施工計画書の取扱い

品質計画書及び土木工事共通仕様書 1 - 1 - 6 第 1 項に定める施工計画書は、統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載事項に重複が生じるときは、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成してもよいものとする。

6 共同企業体の場合の取扱い

(1) 請負者が共同企業体である場合における認証取得者

請負者が共同企業体である場合における認証取得者とは、すべての構成員が認証取得者である共同企業体をいう。

(2) 請負者が共同企業体である場合における申請、承認等

共同企業体が行う4(1)の申請、4(4)の申出及び5(1)の品質計画書の提出は、その代表者が行うものとする。

(3) 請負者が共同企業体である場合における評定点合計に係る確認事項の取扱い

4(2) 及び に掲げる事項は、すべての構成員について確認するものとする。

(4) 請負者が共同企業体である場合における品質計画書の作成及び提出

5(1)の品質計画書の作成は、4(2)の承認の通知を受けた請負者が共同企業体である場合、次の 及び に掲げる場合についてそれぞれに掲げる品質マネジメントシステムをもって当該共同企業体の品質マネジメントシステムとみなして、行うものとする。

特定建設工事共同企業体

・代表者の品質マネジメントシステム

経常建設共同企業体

・出資比率が最大の構成員の品質マネジメントシステム

・出資比率が同率の場合は代表者の品質マネジメントシステム

(5) 共同企業体の品質計画書への特記事項

共同企業体にあつては、各構成員の施工上の役割分担その他必要な事項を品質計画書に記載するものとする。

7 品質マネジメントシステムを活用した監督業務

(1) 請負者作成の検査記録の確認による代替等

栃木県県土整備部建設工事監督執務要領(平成19年4月1日)第18条「工用材料の品質検査」に規定する「確認方法」については、原則として請負者が作成した検査記録を確認することをもって代えるものとする。

栃木県県土整備部建設工事監督執務要領に規定する「立会い等」については、発注者と「立会い等」の種別や回数を協議し、請負者が実施する「立会い等」については原則として請負者の作成した記録等を確認することをもって代えるものとする。

別表2の中欄に掲げる監督項目に関する「確認方法」(段階確認)については、原則として、それぞれ別表2の右欄に掲げるところによるものとする。

(2) 低入札価格工事対策試行要領の対象工事の場合の取扱い

(1)にかかわらず、低入札価格工事対策試行要領の対象工事については、通常の段階確認を実施するものとする。

(3) この取扱いを希望しない場合の取扱い

請負者は、(1)の場合において、一部の工事の種別についてこの取扱いを希望しないときは、監督職員の承諾を得て、通常の立会い及び通常の段階確認を選択できるものとする。

(4) 工事施工状況の把握の実施

工事の適切な施工の確保及び請負者による検査記録の適切な作成のため、栃木県県土整備部建設工事監督執務要領第17条「工事現場監督」に規定する「施工状況の把握」については、引き続き適宜行うものとする。

8 請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握

監督職員は、次に掲げるところに従い、請負者の工事現場における品質マネジメントシステムの運用状況を把握するための調査を行うものとする。

請負者の品質マネジメントシステムの把握(工事着手前並びに品質計画書及び施工計画書の内容の変更時)

請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握(工事施工中)

適宜請負者の品質記録から次のイ及びロに掲げる事項を抽出して確認することにより品質マネジメントシステムの運用状況を把握すること。この場合において、イ及びロにおいて不適合に関する記録があれば、不適合の管理記録及び是正処置記録の内容を把握するものとする。

イ 請負者の品質記録の把握

請負者の品質記録に基づき、次に掲げる事項が品質計画どおり確実に実施されていること及び不適合があった場合に、必要な指示がなされ、適切な是正処置が実施されていることを把握すること。

(イ) 請負者による検査(段階確認に関する検査、出来形及び品質の管理のための検査並びに写真管理の状況の検査をいう。)

(ロ) トレーサビリティの記録の作成

(ハ) 検査及び試験装置の管理記録の作成

ロ 内部監査の実施の把握

内部監査(6ヶ月に1度程度(工期が6ヶ月以内の場合にあっては、工期内において1度以上)実施されるものに限る。)が適正に実施されているかどうかを把握すること。

9 立会、確認及び把握の程度

7(1)及び(4)並びに8に基づき行う立会い、確認及び把握の程度の合計は、この取扱いを受けなかったとすれば要していた立会い、確認及び把握の程度の合計以下と

なるよう適切な時期に実施するものとする。

10 検査時の提出書類の様式

7(1) から までにより監督業務を請負者が作成した検査記録を確認することにより代替するときは、請負者が検査時に検査職員に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類は、記載漏れがない場合に限り、監督職員の承諾を得て、所定の様式によらず請負者の検査記録の様式により提出してもよいものとする。

11 本通知に定める取扱いの中止

(1) 知事又は事務所長は、次に掲げる場合においては、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施するものとする。

4(4)の規定に定める申出があったとき。

別表2の右欄に定める請負者の検査記録の確認及び8の品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたとき。

(2) 知事又は事務所長は、(1)によりこの取扱いを中止することとしたときは、速やかに、請負者にその旨を別記様式3により通知するものとする。

12 適用

この取扱いは、平成19年6月1日以降に公告する一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名通知を行う指名競争入札（総合評価落札方式を含む）から適用するものとする。

別表 1 (3 関係)

本工事は、「工事における IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事」である。ただし、低入札価格工事対策試行要領の対象となった場合を除く。

落札者は、IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、知事（ 事務所長 ）に対し、工事請負契約締結日から 14 日以内に次の から までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、 及び に掲げる書類については、 に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

IS09001 認証の取得に係る登録証の写し

IS09001 の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

本工事を担当する内部組織が IS09001 認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

IS09001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木（県土整備）部の所掌する工事（土木工事に限る）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

の成績評定を受けていない場合において、IS09001 認証の取得以降に栃木県土木（県土整備）部の所掌する工事（土木工事に限る）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

知事（ 事務所長 ）は、この取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

知事（ 事務所長 ）は、この取扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

別表 2 (7 関係)

	監督項目	段階確認
	土質の変化、切盛土の出来形に関する項目	土質の変化や切盛りの出来形に関する項目については通常の間階確認を実施すること。
	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関する項目	通常の間階確認を実施すること。
	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の間階確認を実施すること。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については、適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること。
	段階確認一覧表の「確認時期」の欄について	適当な時期に請負者の検査記録を確認すること。
	鉄筋組立に関する項目	段階確認一覧表に定める「鉄筋組立完了時の確認」については、半分の頻度で通常の間階確認を実施すること。
	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること。

別記様式 1 (4 関係)

IS09001 認証取得活用監督業務等申請書	
平成 年 月 日	
栃木県知事 (事務所長) 様	住所
	商号又は名称
	代表者氏名
工事について、IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを受けたく、下記のとおり申請します。	
記	
1 契約日	平成 年 月 日
2 添付書類	
	IS09001 認証の取得に係る登録証の写し
	IS09001 の審査に係る直近の審査報告書の写し及び合否判定結果の写し
(工事を担当する内部組織が IS09001 認証を取得していることを示す書類)
(IS09001 認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類)
	平成 年度及び平成 年度に完成した土木工事の工事成績評定通知書の写し
[IS09001 認証の取得以降における直近の工事成績評定通知書の写し]

別記様式 2 (4 関係)

IS09001 認証取得活用監督業務等承認通知書	
番号	
平成 年 月 日	
住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
	栃木県知事 (事務所長)
平成 年 月 日付けで申請のあった 工事に関する IS09001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについては、承認します。	

別記様式 3 (1 1 関係)

ISO9001 認証取得活用監督業務等中止通知書

番号

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

栃木県知事 (事務所長)

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって 工事に関する ISO9001 認証取得
を活用した監督業務等の取扱いを承認しましたが、この度、その取扱いを中止すること
したので、通知します。

工事におけるISO9001認証取得を活用監督業務等の取扱いについて 新旧対照表

ページ	(新)	(旧)
P1下から16行目	この取扱いの対象工事は、栃木県土木整備部所管の…	この取扱いの対象工事は、栃木県土木部所管の…
P1下から15行目	万円以上の工事(低入札価格工事対策試行要領(平成19年6月1日)の対象工事…	万円以上の工事(ダンプ受注工事対策試行要領(平成18年7月1日)の対象工事…
P2下から5行目	申請者が申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木(土木整備)部の所掌…	申請者が申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木_部の所掌…
P2下から2行目	(平成15年4月1日)又は「栃木県土木整備部工事成績評定要領」(平成19年4月1日)の別記様式第2に…	(平成15年4月1日)_の別記様式第2に…
P3上から1-2行目	の成績評定を受けて…ISO9001認証の取得以降に栃木県土木(土木整備)部…	の成績評定を受けて…ISO9001認証の取得以降に栃木県土木_部…
P3上から10行目	申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木(土木整備)部の…	申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木_部の…
P3上から11-12行目	その成績評定を受けている…その評定点合計(「栃木県土木(土木整備)部工事成績評定要領」の…	その成績評定を受けている…その評定点合計(「栃木県土木_部工事成績評定要領」の…
P4下から11行目	栃木県土木整備部建設工事監督執務要領(平成19年4月1日)第18条…	栃木県土木部建設工事監督執務要領(平成15年4月1日)第18条…
P4下から8行目	栃木県土木整備部建設工事監督執務要領に規定する…	栃木県土木部建設工事監督執務要領に規定する…
P4下から3行目	(2) 低入札価格工事対策試行要領の対象工事…	(2) ダンプ受注工事対策試行要領の対象工事…
P4下から2行目	(1)にかかわらず、低入札価格工事対策試行要領の…	(1)にかかわらず、ダンプ受注工事対策試行要領の…
P5上から6-7行目	工事の適切な施工の…作成のため、栃木県土木整備部建設工事監督…	工事の適切な施工の…作成のため、栃木県土木部建設工事監督…
P6下から3行目	この取扱いは、平成19年6月1日以降に公告する…	この取扱いは、平成19年4月1日以降に公告する…
P6下から2行目	入札、削除指名通知を…	入札、公募型指名競争入札、総合評価公募型指名競争入札、指名通知を…
P7上から3行目	である。ただし、低入札価格工事対策試行要領の…	である。ただし、ダンプ受注工事対策試行要領の…
P7下から10行目	申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木(土木整備)部の所掌…	申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木_部の所掌…
P7下から7行目	の成績評定を…ISO9001認証の取得以降に栃木県土木(土木整備)部…	の成績評定を…ISO9001認証の取得以降に栃木県土木_部…

工事におけるISO9001認証取得を活用監督業務等マニュアル(案) 新旧対照表

ページ	(新)	(旧)
P4下から2-1行目	原則として…5,000万円以上の工事(低入札価格工事対策試行要領(平成19年6月1日)の対象工事…	原則として…5,000万円以上の工事(ダンプ受注工事対策試行要領(平成18年7月1日)の対象工事…
P5下から21行目	申請者が申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木(土木整備)部の所掌…	申請者が申請日の前年度及び前々年度に栃木県土木_部の所掌…
P5下から18行目	がない場合ISO9001認証取得以降に栃木県土木(土木整備)部…	がない場合ISO9001認証取得以降に栃木県土木_部…
P9下から7行目	木県土木(土木整備)部の所掌する工事…	木県土木_部の所掌する工事…
P9下から3行目	り、ISO9001認証の取得以降に栃木県土木(土木整備)部…	り、ISO9001認証の取得以降に栃木県土木_部…